

2020年8月24日(月) HP公開以降の更新履歴

更新月日	設置ファイル名	更新ページ	項目	更新内容	
				変更前	変更後
10/30	公募要領 二次追加公募	P12	2章 <二次追加公募と一次・二次公募の比較表> 申請する住宅に関するZEHビルダー/プランナー 二次追加公募	以下の①②を全て満たすこと ①SIIIに登録されたZEHビルダー/プランナー。 ※平成28年度から令和元年度までに登録を受けたZEHビルダー/プランナーは、実績報告書を提出すること。 ②戸数割当決定番号を有さないZEHビルダー/プランナー。 または、本事業の戸数割当決定番号を全て使用済のZEHビルダー/プランナー。 ※未使用の戸数割当決定番号を有するZEHビルダー/プランナーは公募対象外。	以下の①②を全て満たすこと ①SIIIに登録されたZEHビルダー/プランナー。 ※平成28年度から令和元年度までに登録を受けたZEHビルダー/プランナーは、実績報告書を提出すること。 ②戸数割当決定番号を有さないZEHビルダー/プランナー。 または、本事業の戸数割当決定番号を全て使用済のZEHビルダー/プランナー。 ※未使用の戸数割当決定番号を有するZEHビルダー/プランナーは公募対象外。 <b>※但し、二次公募終了後、2020年11月2日(月)以降に受付けた申請については、戸数割当決定番号の有無や使用状況に関わらず公募対象とします。</b>
10/30	公募要領 二次追加公募	P23	2章 <b>1</b> -3 公募方法 (1) 公募の方法	二次追加公募のポイント ① 本事業の一次公募および二次公募では、提案応募により取得した戸数割当決定番号を有するZEHビルダー/プランナーが関与する住宅を公募対象としていましたが、二次追加公募では、戸数割当決定番号を有さないZEHビルダー/プランナーが関与する住宅を公募対象とします。 ② 本事業の戸数割当決定番号を全て使用済のZEHビルダー/プランナーが関与する住宅も公募対象とします。 未使用の戸数割当決定番号を有するZEHビルダー/プランナーが関与する住宅は、二次公募に申請してください。 ③ ZEH+、次世代ZEH+の区別なく申請を受け付けます。	二次追加公募のポイント ① 本事業の一次公募および二次公募では、提案応募により取得した戸数割当決定番号を有するZEHビルダー/プランナーが関与する住宅を公募対象としていましたが、二次追加公募では、戸数割当決定番号を有さないZEHビルダー/プランナーが関与する住宅を公募対象とします。 ② 本事業の戸数割当決定番号を全て使用済のZEHビルダー/プランナーが関与する住宅も公募対象とします。 未使用の戸数割当決定番号を有するZEHビルダー/プランナーが関与する住宅は、二次公募に申請してください。 <b>※但し、二次公募終了後、2020年11月2日(月)以降に受付けた申請については、戸数割当決定番号の有無や使用状況に関わらず、ZEHビルダー/プランナーが関与する住宅を公募対象とします。</b> ③ ZEH+、次世代ZEH+の区別なく申請を受け付けます。
10/30	公募要領 二次追加公募	P25	2章 <b>1</b> -4 (1) スケジュールの詳細 ① 交付申請公募期間	二次追加公募 2020年 9月23日(水)10時 ~ 2020年11月13日(金) 17時締切	二次追加公募 2020年 9月23日(水)10時 ~ 2020年11月 <b>27日</b> (金) 17時締切
10/30	公募要領 二次追加公募	P25	2章 <b>1</b> -4 (1) スケジュールの詳細 ② 交付決定	なお、最終交付決定日は以下のとおりとします。 二次追加公募 2020年12月2日(水) (予定)	なお、最終交付決定日は以下のとおりとします。 二次追加公募 2020年12月 <b>22日</b> (火) (予定)
10/30	公募要領 二次追加公募	P38	2章 <b>3</b> -3 公募～交付決定 (3) 交付申請	二次追加公募では、戸数割当決定番号を有さないZEHビルダー/プランナーが関与する住宅を公募対象とします。 ※本事業の戸数割当決定番号を全て使用済のZEHビルダー/プランナーが関与する住宅も公募対象とします。 未使用の戸数割当決定番号を有するZEHビルダー/プランナーが関与する住宅は、二次公募に申請してください。	二次追加公募では、戸数割当決定番号を有さないZEHビルダー/プランナーが関与する住宅を公募対象とします。 ※本事業の戸数割当決定番号を全て使用済のZEHビルダー/プランナーが関与する住宅も公募対象とします。 未使用の戸数割当決定番号を有するZEHビルダー/プランナーが関与する住宅は、二次公募に申請してください。 <b>※但し、二次公募終了後、2020年11月2日(月)以降に受付けた申請については、戸数割当決定番号の有無や使用状況に関わらず、ZEHビルダー/プランナーが関与する住宅を公募対象とします。</b>